むつ市介護予防・日常生活支援総合事業
第１号通所事業重要事項説明書②

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人八千代会
主たる事務所の所在地	〒039-5201　むつ市川内町獅子畑１２８番地４
代表者（職名・氏名）	理事長　濱　中　修　宏
設　立　年　月　日	平成元年７月５日
電　　話　　番　　号	０１７５－４２－３１０３

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	せせらぎデイサービスセンター	
サービスの種類	第１号通所事業	
事業所の所在地	〒039-5201　むつ市川内町獅子畑１２８番地４	
電　　話　　番　　号	０１７５－４２－３１０３	
開設年月日・事業所番号	平成２年１０月１５日	№０２７２６００３７０
実施単位・利用定員	１単位	定員３０人
通常の事業の実施地域	むつ市全域の地域	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

第１号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

５．営業日時

営 業 日	日曜日を休業日とし、日曜日以外の日を営業日とする。
営業時間	午前８時から午後５時まで
サービス 提供時間	午前９時３０分から午後３時４５分まで

６．事業所の職員体制（令和８年１０月１日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 １人
生活相談員	常勤 １人
介護職員	常勤 ６人
看護職員	常勤 １人　　非常勤 １人
機能訓練指導員	常勤 １人　　非常勤 １人

７．サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員　　丸谷　順子
管理責任者の氏名	管　理　者　　丸谷　順子

８．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は、２割、３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)
事業対象者 要支援１	１７，９８０円（１月につき）	１，７９８円	３，５９６円
要支援２	３６，２１０円（１月につき）	３，６２１円	７，２４２円
事業対象者 要支援１	５９０円（１日につき）	５９円	１１８円
要支援２	１，１９０円（１日につき）	１１９円	２３８円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本

利用料を書面でお知らせします。

また、事業実施地域以外の中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、１日につき所定単位数の５％加算。感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は基本報酬を１％減算。虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合は基本報酬を１％減算。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）１	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援１	８８円	１７６円
		要支援２	１７６円	３５２円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	給付の対象となるサービスに11.1%を乗じた額		

（２）その他の費用

食　　費	食事の提供を受けた場合、１回につき７００円の食費をいただきます。
複写物の交付	１枚につき　２０円 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

（３）支払い方法

上記（１）から（２）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求します。支払方法は、原則、口座振替とします。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、２週間以内に発行いたします。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	 －　　－
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	（　　） －　　－

１０．サービス利用のために

利用者に対して適切なサービスの提供。また、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けます。

採用時研修	採用後２ヶ月以内
施設による従業者研修会、従業者会議	毎月１回
外部研修	随時

１１．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及びむつ市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１２．社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業

むつ市の「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」の定めるところによります。

１３．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情解決責任者　　丸谷　順子（管理者） 苦情受付担当者　　丸谷　順子（生活相談員） 電話番号　０１７５－４２－３１０３ 面接場所　当事業所の相談室

（２）第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

第三者委員	滝沢　はつ子	濱中　久子	久保田　邦男

（３）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	むつ市役所川内庁舎総合課	電話番号 ０１７５－４２－２１１１
	青森県国民健康保険団体連合会	電話番号 ０１７－７２３－１３０１
	青森県運営適正化委員会	電話番号 ０１７－７３１－３０３９

１４．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

（２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

１５．非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

１６．高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

１７．業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して第１号通所事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

１８．ハラスメント対策について

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法及び労働施策総合推進法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めます。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者　　所在地　　むつ市川内町獅子畑１２８番地４
事業者　　せせらぎデイサービスセンター
代表者職・氏名　　管　理　者　　丸谷　順子
説明者職・氏名　　生活相談員　　丸谷　順子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所

氏　名

署名代行者　　住　所

氏　名

本人との関係

署名代行理由